

第54号議案

足立区立公衆便所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成18年2月22日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立公衆便所条例の一部を改正する条例
足立区立公衆便所条例（昭和39年足立区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

摺